

土木一式工事における選定基準の見直しについて

資料 3

(佐久市建設工事請負人等選定基準の一部改正について)

佐久市建設工事請負人等選定基準の一部について、次のとおり見直しを行います。

土木一式工事における設計金額1,000万円以上1,500万円未満の入札参加資格業者及び選定業者を「市北部又は南部A・B・C・D業者」から「地区A・B・C・D業者」に改正する。

第4(運用基準) 関係

(1) 土木一式工事

現行			改正		
設計金額	入札(契約)の方法	入札参加資格業者及び選定業者	設計金額	入札(契約)の方法	入札参加資格業者及び選定業者
250万円未満	指名競争入札	地区C・D・E業者	250万円未満	指名競争入札	変更なし
250万円以上 500万円未満		地区B・C・D業者	250万円以上 500万円未満		変更なし
500万円以上 800万円未満	一般競争入札	地区B・C・D業者	500万円以上 800万円未満	一般競争入札	変更なし
800万円以上 1,000万円未満		地区A・B・C・D業者	800万円以上		地区A・B・C・D業者
1,000万円以上 1,500万円未満		市北部又は南部A・B・C・D業者	1,500万円未満		
1,500万円以上 3,000万円未満		市北部又は南部A・B・C業者	1,500万円以上 3,000万円未満		変更なし
3,000万円以上 4,000万円未満		市北部又は南部A・B業者	3,000万円以上 4,000万円未満		
4,000万円以上 5,000万円未満		市内A・B業者	4,000万円以上 5,000万円未満		変更なし
5,000万円以上 6,000万円未満		市内A業者	5,000万円以上 6,000万円未満		
6,000万円以上		市内特定建設業A業者	6,000万円以上		変更なし

○適用期日

この基準は、平成30年6月1日から施行します。